

「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見

令和元年 5 月 27 日

提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
意見 1	(該当箇所) 全般 (意見) 今次パブリックコメントの後も、制度改革に至るまでは引き続き関係業界からの意見陳述の機会を与えていただきたい。 (理由) 同法の見直しは広く関係業界に大きな影響があるため。
意見 2	(該当箇所) 11 ページ 第 3 章 第 1 節 2 開示請求に関する状況 (意見) 電磁的形式による提供については、通常利用される形式 (パスワード設定方法を含む) での提供を対応可能としていただきたい。 (理由) 特殊な電磁的形式での提供は提供側にとって負担が大きいため。
意見 3	(該当箇所) 12 ページ 第 3 章 第 1 節 3 利用停止等に関する状況 (意見) 法の規定に違反して取り扱われているときまたは法の規定に違反して取得されたものであるときに限られている現在の利用者からの利用の停止・消去の請求事由については、緩和しないでいただきたい。 (理由) 事業者が合法的に情報を入手した場合にも利用者が利用停止・消去を請求することを可能とすると、事業者にとって過大な負担となり、プライバシー保護とデータ利活用との適切なバランスが損なわれるため。
意見 4	(該当箇所) 12 ページ 第 3 章 第 1 節 3 利用停止等に関する状況 (意見) 仮に利用停止・消去の事由の限定を緩和するとしても、利用停止・消去に実務上対応可能な期間を確保していただきたい。 (理由) 事業者によっては、複数の関連企業および複数の部門で個人情報が管理されている場合があり、短期間での利用停止・消去は実務上困難であるた

	<p>め。加えて、バックエンドサーバからデータを完全に消去することには技術的な限界があり、また、短期間での対応には実務的な限界があるため。</p>
意見 5	<p>(該当箇所) 12 ページ 第 3 章 第 1 節 3 利用停止等に関する状況</p> <p>(意見) 利用停止は一部のサービスについてではなく全てのサービスについての利用停止であることを明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 事業者にとっては、一部のサービスの利用停止（特定の利用目的に係る一部停止、事業者による特定の利用に係る一部停止を含む）を行うことは技術的に困難であるため。</p>
意見 6	<p>(該当箇所) 12 ページ 第 3 章 第 1 節 3 利用停止等に関する状況</p> <p>(意見) 仮に現在の利用者からの利用停止・消去の請求事由を緩和するとしても、オプトアウトは利用停止・消去の方法として十分であることを明確にしていきたい。また、仮に利用停止・消去の事由の限定を緩和する場合には、緩和された消去の事由に関してまで完全な消去を求めることは事業者にとって過大な負担となるため、「利用停止」に限定していきたい。</p> <p>(理由) 現在、オプトアウトの仕組みは、データが違法に取得された場合または目的以外の用途で使用された場合において、「利用停止・消去」の方法として十分であると考えられており、利用者が利用停止・消去を請求できる事由を拡大させるのであれば、この考え方が同様に適用されることを明確にすることは有益であると考えため。また、仮に利用停止・消去の事由の限定を緩和する場合には、完全な消去については、中間報告記載のとおり、完全な消去が義務付けられると、執行機関が、完全な消去の記録を確認できなくなってしまうため。</p>
意見 7	<p>(該当箇所) 20 ページ 第 3 章 第 2 節 漏えい報告の在り方</p> <p>(意見) ①漏えい報告を義務化させる必要はない。 ②報告ガイドラインにおいて、事業者が漏えい報告をする際の適切な被害基準を示していきたい。 ③漏えい等について、一律の期限を設けることは適切ではない。</p> <p>(理由) ①中間報告記載のとおり、日本では、法的義務がない場合であっても、多くの事業者が適切に漏えいを報告しているため。 ②かかる被害基準がないと、事業者は、ユーザーとPPCの双方において、</p>

	<p>実質的な被害がないと判断されるようなインシデントについても報告を余儀なくされ、結果として事業者とPPC双方にとって通知疲れと過重な負担となるため。</p> <p>③個人情報の漏えいの場合、事業者は、関係各所すべてと調整後に、正確な漏えいの状況を把握し、提供する必要がある。各漏えいごとに、状況把握に要する時間が異なるため、一律の期限を設けることは適切ではないため。</p>
意見 8	<p>(該当箇所) 20 ページ 第 3 章第 2 節漏えい報告の在り方</p> <p>(意見) 報告義務に関わるため、漏えいの件数、重大性、原因、漏えいした情報の内容等の要素を加重した上で義務を課すようにしていただきたい。また、重大性などの主観的な要素については、明確な解釈が可能となるような補完的なガイダンスが必要である。また、事業者が管理する情報について漏えいがあった場合のみ、当該事業者に報告義務が発生するようにしていただきたい。</p> <p>加えて、データ主体に対する深刻な被害に関する予見可能なリスクが生じていない場合には、報告義務は課されないようにしていただきたい。例えば、漏えいしたデータが仮名化、匿名化、または暗号化されている場合である。</p> <p>タイミングについては、データの利用者が、十分な事実確認、調査および軽減措置をとれるような合理的な期間を与えられるものにしていただきたい。柔軟性を確保し、リスク評価を行うために、報告の提出期限について固定した時間数を定めることは避けていただきたい。</p> <p>(理由) 例えば、漏えい件数は多いが全て公知情報であれば、報告義務の対象とする必要はないと思われるため。主観的な要素については、事業者の判断が難しいため。また、事業者と監督機関の双方の負担を回避することに加え、実際の被害に関して不必要な行政上の負担が生じることを回避するためには、漏えいの件数や深刻度についての基準が設けられる必要があると思われるため。</p> <p>Centre for Information Policy Leadership の調査(CIPL 報告書、https://www.informationpolicycentre.com/uploads/5/7/1/0/57104281/cipl_comments_to_wp29_guidelines_on_breach_notification.pdf)でも言及されているとおり、72 時間という制限は、多くの漏えい事案において実行可能性の乏しいものである。ログの検証や、関係者への聴取、追加の事実確認が必要となり得る。さらに、漏えい報告に関する米国の各州法では、事業者は、影響を受けた個人や当局に対する報告よりも前に、システムの完全性を合理的な程度に復旧させる時間を与えられることが典型的である。被害軽減のための重要な措置をとる上では、常に、その評価プロセスに時間を要することに留意していただきたい。</p>
意見 9	<p>(該当箇所) 20 ページ 第 3 章第 2 節漏えい報告の在り方</p>

	<p>(意見) 本人への通知の具体的な方法・手段については、事業者に過剰な負担が生じないという観点で検討されるべきである。</p> <p>(理由) 仮に、通知の読了を要求されるようなことになれば、事業者にとっては技術的に対応困難であるため。</p>
意見 10	<p>(該当箇所) 40 ページ 第3章 第4節 5.検討の方向性 (2) 「仮名化」の検討</p> <p>(意見) 個人の特特定が可能な情報の収集と利用よりも、例えば仮名化情報や非特定情報のような、特定しにくい情報の利活用を促進していただきたい。仮名化情報を導入する場合は、具体的に利活用可能な制度設計としていただきたい。また、匿名加工情報に求められているように、作成段階での公表は不要と考える。例えば、ある事業社の一部署内で非特定のデータを扱っているにもかかわらず、それを同じ事業社内の他の部署からのデータ(匿名化を復元させる解読キーやアルゴリズムなど)と組み合わせることで、再特定化できるということはよく見られることである。個人の特特定に使用される重大な可能性が生じないように非特定化技術とリスク軽減対策が適用されている場合は、データは仮名化されていると考えられるべきである。</p> <p>(理由) 現行の匿名加工情報制度は、復元可能でないことが条件となっており、技術の進展を考えると現実的な条件ではなく、事実上同制度が利用できないため。</p>
意見 11	<p>(該当箇所) 40-41 ページ 第3章 第4節 5.検討の方向性 (3) 「技術の進展に伴うデータ利活用への対応</p> <p>(意見) 国内独自のガイドラインは必要ないとする。</p> <p>(理由) AI や IoT 技術の進展のスピードを考えると日本独自の固定的なガイドラインを作成することは、将来のイノベーションの足かせになるおそれがあるため。</p>
意見 12	<p>(該当箇所) 43-46 ページ 第3章 第5節 ペナルティの在り方</p> <p>(意見) 課徴金と罰則の引上げは導入しないでいただきたい。</p> <p>(理由) 中間報告書記載のとおり、不適切な個人情報の取扱いがあった場合には、個人情報保護委員会の指導などにより是正されており、委員会の勧告や命令、罰則が適用された事例は発生していない。従って、課徴金の導入や罰則の引上げといったペナルティ強化は必要ないとするため。また、ペナ</p>

	<p>ルティの強化は、事業会社による個人データの利用を減少させ、事業会社によるイノベーションを阻害することも懸念されるため。</p>
<p>意見 13</p>	<p>(該当箇所) 48-52 ページ 第 3 章 第 6 節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方</p> <p>(意見) 域外適用の対象となる条項と強制措置手段の拡大を検討するのではなく、より実用的で相互運用が可能な取組みを模索することを検討していただきたい。事業会社は広く共有されたデータ保護の原理に基づく一貫した管理規定を望んでいる。各国は統一されたプライバシー規制の枠組みを採用し、重複や矛盾は可能な限り避けるべきである。当局は、対立と予想できない要求を避けるべきである。これは、非効率性とサービスのバルカンゼーションをまねき、消費者期待を混乱させる。特に、データローカリゼーションは、セキュリティ、サービスの信頼性、事業の効率性を損なうこととなる。プライバシー規制は、国境にとらわれることなくデータの流通自体に注目して形成されるべきであり、国境を越えたデータ流通の仕組み、業界基準、組織間の相互協力の仕組みを支援するものとなるべきである。</p> <p>(理由) 現行の個人情報保護法には、十分な域外適用の条項（第 75 条）がすでに盛り込まれている。世界中の国々が域外適用を始めれば、各国は自国にとって有利となるように他の事業者への法執行を始め、世界秩序が妨げられるため。加えて、外国事業者への執行は、現在の法律（第 78 条）で保証されており、各国の執行当局との協力が可能である。中間報告書記載のとおり、外国事業者に対する指導などを行っても改善されない状況というのは発生していない。</p>